

## 「日本学術会議法」成立強行に対する抗議声明

2025年7月13日

公益社団法人部落問題研究所理事会

6月11日、第217国会で日本学術会議法案（以下「新法」）が、自民党・公明党・日本維新の会などの賛成多数で可決され成立した。これにより、現行の日本学術会議（以下、「現会議」）は2026年9月30日限りで廃止され、10月1日、新たな日本学術会議（以下、「新会議」）が発足することになった。

定款に「部落問題を初めとする人権問題の学術的な調査研究及びその成果を普及する事業を行い、もって日本の民主的発展に寄与することを目的とする」と規定し、日本学術会議協力学術研究団体として活動している公益社団法人部落問題研究所は、「日本学術会議法」の成立強行に強く抗議する。

「現会議」は、アジア太平洋戦争に科学者が協力したことに対する反省の上に立って、1949年1月、「内閣総理大臣の所轄の下、政府から独立して職務を行う「特別の機関」として設立され」た（日本学術会議ウェブサイト）。その精神は、「現会議」の根拠法である「日本学術会議法」（昭和23年法律第121号、以下「現行法」）の前文、

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

という宣言に明快に示されている。

「新法」は「現行法」のこの前文を削除するとともに、「現行法」第三条の「日本学術会議は、独立して左の職務を行う」の「独立して」の文言を削除した。その上で新たに二つの内容を繰り返し規定しているが、このことに「新法」の目的が端的に示されている。

その第一は、内閣総理大臣の学術会議への関与を抜本的に強化したことである。

新設される「監事」は「会議の業務を監査する」（第19条）が、任命権者は内閣総理大臣とされている（第23条）。同じく新設される「日本学術会議評価委員会」の委員も内閣総理大臣が任命する（第51条）。こうした内閣総理大臣の関与の強化は、「内閣総理大臣」の語が現行法には副書を含めて10回記載されているに止まるのに対し、「新法」では本則で36回、附則で10回記載されていることに示されている。

第二は、産業界（経済団体）の意向が学術会議の運営に反映する仕組みが作られたことである。「新法」は、学術会議の会員以外から選任する組織として、前述の「監事」、「日本学術会議評価委員会」に加えて「運営助言委員会」（第27条）、会員候補者の「選定助言委員会」（第26条）の設置を規定している。これらの委員の選任要件は、学術関係に加えて、「内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用状況又は組織の経営」（評価委員、

運営助言委員会委員)、「内外の社会経済情勢又は産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用」(会員候補者選定助言委員会)に「広い経験と高い識見を有するもの」とされている。このことからすると、これらの委員が産業界(経済団体)から選任されることは必至である。

「新法」はさらに、会員候補者の構成について、属性の多様性、研究分野の学際性・総合性、研究活動の国際性に加えて、「行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動」実績を求めているが、このことは、会員自体に行政(官界・自治体)とともに「産業界」との繋がりを求めていることを示している。

「新法」によって発足する学術会議は、自律的組織原則をもち、独立して職務を行うことによって「科学者の総意」を結集する組織から、産業界(経済団体)と内部的・外部的に強く結びついた組織に転換することが目指されていると言わざるを得ない。

政府は、任命拒否理由の説明を拒否し続ける一方で、「現会議」を批判する論拠として、国費を投入する学術会議の運営に政府が関与するのは当然などと主張する一方、「法人化」によって学術会議は政府から独立した組織になると説明してきた。しかし、「新法」によって規定された「新会議」は、以上のように政府・産業界(経済団体)の強い関与に掣肘されたものとなるのである。

第三に、以上のような学術会議の性格の改変は、2026年10月1日の「新会議」の設立準備方法を示した「新法」の「附則」が、内閣総理大臣の権限(附則第8条、第9条)、会員候補者の選考方法(附則第4条、第6条、第7条)を詳細に規定したことによって既に始まっていることである。

最後に注意すべきことは、「新会議」の会員・役員・職員に罰則付きの「秘密保持義務」が課されたことである(第34条、第50条)。「現会議」の活動は国民に知られていないなどと批判されていたが、その批判が為にするものであったことは、「現会議」のウェブサイトに掲載されている「提言・報告」「地域との連携」などの詳細な記事を閲覧すれば直ちに明らかになる。それに対して、「新会議」は「秘密保持義務」を課されたことにより、会議・活動内容を広報・報告すること自体が禁止・抑止されるのである。

以上のように「新法」は、その制定理由と法の内実が真逆のものであるが、このような問題をもつ「新法」の成立が強行されたのは、国会審議、一部のメディアの論調、大学・研究機関に対して軍事に関わる研究の実施を求めていることを見る時、「現会議」が会議の総意として三度にわたって表明した軍事研究反対の姿勢への批判にあったことは明確である。

公益社団法人部落問題研究所は、以上のような問題をもつ「新法」の制定が強行されたことに抗議するとともに、定款に規定した目的達成の観点から、学術会議、諸学会、広汎な市民とともに引き続き学術研究の民主的発展のため努力する決意を表明する。